

訓子府町DX推進計画

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

訓子府町

令和7年(2025年)4月

【目次】

第1章 計画策定における基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 実施期間	4

第2章 デジタル化を取り巻く動向

1. 国の動向	5
2. 本町の状況と課題	8

第3章 計画の方向性

1. 5つの基本方針	1 2
2. 実現に向けた取り組み	1 3
基本方針1 デジタル技術を活用した便利で快適な町民サービスの提供 ...	1 3
基本方針2 デジタル化による行政運営の効率化	1 3
基本方針3 誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化	1 4
基本方針4 徹底した安全性の確保	1 4
基本方針5 職員の意識改革と人材育成	1 5

第4章 計画の推進体制

1. 計画の推進	1 6
2. 推進体制	1 6

第1章 計画策定における基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

昨今の情報通信技術（ＩＣＴ）は飛躍的に進展しており、スマートフォンをはじめとする情報機器の普及や情報通信技術の著しい発展により、人々の生活の変化や価値観の多様化等、行政を取り巻く環境も大きく変わってきています。

そのような中、国においては、全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実現できるデジタル社会の実現を図ることを目的に制定された官民データ活用推進基本法（平成２８年法律第１０３号）に基づき、官民データ活用の推進に関する基本的な計画として、平成２９年に「世界最先端ＩＴ国家創造宣言・国民データ活用推進基本計画」が策定されました。

令和元年にはいわゆる「データ手続法」が成立し、行政手続きは従来の紙によるアナログ手続きからネットワークを通じたオンライン手続きへ移行することが示され、公的な本人確認手段となるマイナンバーカードの今後の活用も含めて、自治体の行政サービスにおけるＩＣＴの活用はますます重要度を増していくものと考えられます。

さらに、デジタルの進展により、データの多様化・大容量化が進展しており、その活用が不可欠となっております。また、新型コロナウイルス感染症の対応において、デジタル化の遅れ等が顕在化したことから、令和３年５月に「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を掲げ、デジタル社会形成の１０の基本原則に基づくデジタル改革関連法が制定され、９月には、デジタル社会の形成に関し行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁が設置されるなど、デジタルトランスフォーメーション（以降、ＤＸ）を急速に加速させています。

ＤＸの実現は、デジタルで提供される様々なサービスが社会インフラとして浸透していくまでに時間がかかることから、短時間で実現できるものではありません。そのため、長期的ビジョンを持った取組を着実に実行していくことが求められます。

また併せて、ＤＸにおいては、デジタル化が「目的」ではなく、デジタル化を「手段」として変革を進めることが重要となるため、新しい技術の単なる導入で終わるのではなく、それによって提供されるサービス（イメージ）に合わせて制度や施策、組織の在り方等を変えていくことが求められます。また、「ＩＣＴの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」というＤＸの動きが世界全体で活発になると、私たちの暮らしや生き方、働き方にも大きな変化を及ぼすことが予想されます。

このような背景から、本町においても様々な課題に対しデジタル技術を活用することでさらなる「町民サービスの向上」と「業務の効率化」を達成すべく、「訓子府町ＤＸ推進計画」を策定し、行政のデジタル化に取り組みます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国の方針等も十分に考慮しながら、本町が取り組むデジタル化の方向性を示す総合的な計画として位置づけます。

また、官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する、市町村官民データ活用推進計画としても位置づけます。

【関係法令】

デジタル社会形成基本法

官民データ活用推進基本法

デジタル手続法

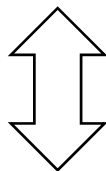
地方公共団体情報システムの
標準化に関する法律

【国の計画】

デジタル社会の実現に向けた
重点計画

自治体D X推進計画

訓子府町D X推進計画
兼官民データ活用推進計画



連携

第6次訓子府町総合計画
第5次訓子府町行政改革大綱

図1：計画の位置づけ

3. 実施期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

ただし、デジタル技術は日々進歩していることから、本町の取り組みも時代の潮流に合わせて柔軟に対応させていくため、必要に応じて見直しを行います。

第2章 デジタル化を取り巻く動向

1. 国の動向

（１）デジタル社会の実現に向けた重点計画

国のデジタル化については、平成13年（2001年）1月に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法。平成12年法律第144号）が施行され、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において「e-Japan 戦略」が決定されて以降、時代の変化に合わせて、改定や同法に基づく重点計画による具体化が行われてきました。

また、平成28年（2016年）12月には官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）が制定され、国はこの法律に基づき、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。この基本計画では、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指し、誰もがデジタル技術の恩恵を享受できる「デジタル社会」の実現に向けた政府全体のデジタル政策を取りまとめています。

新型コロナウイルス感染症が発生して以降は、デジタル社会の実現に向けて行政のデジタル化に関する動きがより加速することとなりました。まず、令和2年（2020年）12月に、これからのデジタル社会の目指すビジョンとデジタル社会を形成するための基本原則を示した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、この基本方針の中で、デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

続いて、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）の成立を受けて、令和3年（2021年）6月に基本計画が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」へと全面改定されました。

さらに、令和3年（2021年）12月には、デジタル庁の発足に伴い再び改定が行われ、デジタル社会の実現に向けて政府が迅速かつ重点的に実施すべき取り組みが示されました。

（２）デジタル・ガバメント実行計画

官民データ活用推進基本法の成立に伴い、平成29年（2017年）5月に「デジタル・ガバメント推進方針」が示されました。この方針では、行政のあり方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととされており、その方向性を具体化し実行するため、平成30年（2018年）1月には「デジタル・ガバメント実行計画」が策定されました。

この計画では、BPR（Business Process Reengineering）徹底や行政手続のオンライン化の徹底、添付書類の撤廃に向けた取り組み、ワンストップサービスの推進などに

より、利用者中心の行政サービス改革を実行していくことが示されています。そして、この計画は、前述した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」のビジョンや「官民データ活用推進基本計画」の考え方のもと、行政のデジタル化の取り組みを加速するとともに、計画的かつ実行的に進めていくことを目的として、令和2年（2020年）に続き令和3年（2021年）も改定されました。なお、この計画は、令和3年（2021年）12月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が改定されたことに伴い、その内容が重点計画に吸収される形で廃止となりました。

（３）デジタル手続法

デジタル・ガバメントを推進していくにあたり、令和元年（2019年）12月には、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法。平成14年法律第151号）が改正されました。ここでは、デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト」、一度提出した情報は、二度提出することを不要とする「ワンスオンリー」、民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する「コネクテッド・ワンストップ」といった、行政のデジタル化に関する基本原則や、行政手続のオンライン化のために必要な事項が定められています。

（４）自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」で示されたビジョンを実現するためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きいという考えから、令和2年（2020年）12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国の支援策等を取りまとめました。

この計画で、自治体においてまずは、「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる」こと、「デジタル技術やAI（Artificial Intelligence）等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」ことが求められています。

◆自治体に取り組むべき事項

【重点取組事項】

- ①自治体フロントヤード改革の推進（自治体の行政手続のオンライン化）
- ②自治体の情報システムの標準化・共通化
- ③公金収納におけるeLTAXの活用
- ④マイナンバーカードの普及促進
- ⑤セキュリティ対策の徹底
- ⑥自治体のAI・RPA（Robotic Process Automation）の利用推進

【自治体D Xの取組みとあわせて取り組むべき事項】

- ①地域社会のデジタル化
- ②デジタルデバйд対策

【その他】

- ①B P Rの取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）
- ②オープンデータの推進
- ③官民データ活用推進計画策定の推進

（５）デジタル改革関連法

デジタル社会の実現に向け、令和３年（２０２１年）５月にいわゆるデジタル改革関連法が成立し、以下６つの法律が公布されました。

- ・デジタル社会形成基本法（令和３年法律第３５号）
- ・デジタル庁設置法（令和３年法律第３６号）
- ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）
- ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第３８号）
- ・預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和３年法律第３９号）
- ・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第４０号）

これらの法律のうち、特に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律は、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な２０業務を処理するシステムについて、国が策定した基準を満たすシステムの利用を義務付けるものであり、各自治体は令和７年度（２０２５年度）末までにシステムの移行を完了させることとされています。

また、令和３年（２０２１年）９月には、自らがデジタル社会の形成に関する司令塔として行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上させるために内閣総理大臣を長とするデジタル庁が設置されました。

2. 本町の状況と課題

(1) 人口減少時代における安定的な行政運営

本町の全体的な将来人口は今後も減少傾向が続くとされ、生産年齢人口については令和22年（2040年）には45.9%になることが予想されております。

また、老年人口は増加の一途をたどり、令和27年（2045年）には本町の高齢化率はおおよそ41.1%、つまり町民の約2.5人に一人が65歳以上となることが予想されます。

このことから、ますます厳しい社会状況になることが予想される中、限られた人的資源でますます多様化・複雑化する行政需要に対応していくためには、今から業務のやり方や行政サービスのあり方を見直しながら、効率化を図っていく必要があります。

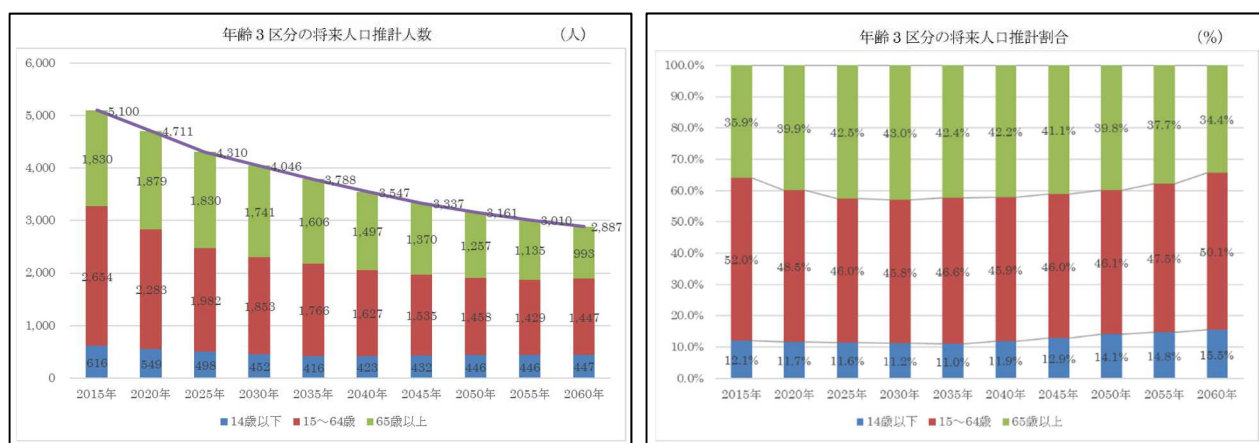


図2：訓子府町の将来人口推計人数と割合

(第2期訓子府町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略)

① 情報通信機器等の利用率

現代は、SNS上のコミュニケーションや情報の発信・収集、ECサイトを通じたネットショッピングなどはいまや日常生活に浸透しており、通信ネットワーク環境は社会経済活動の基盤ともいえる不可欠なインフラとなっております。

令和5年（2023年）の国内におけるスマートフォン保有率（世帯）は90.6%と保有率は高く、それに伴ってトラフィック（データ通信量）も増加し続けている中、AIやブロックチェーン、IoT、量子コンピュータ等の技術革新が進展し、世界のあり方を変えていく「第4次産業革命」が進行中であり、社会においてICTが果たす役割や存在感はますます重要なものになっていくと考えられます。

また、国の通信インフラは、2000年代前半からADSLの急速な普及に伴い、インターネット利用率も急速に拡大（図3）し、その後、持ち運びに不便であったパソコンと同等の機能がモバイル端末に搭載され、多機能でインターネットやアプリケーションを活用することが容易なスマートフォンの利用場面が大きく増えております。

令和3年（2021年）から令和5年（2023年）における、インターネット利用機器はスマートフォンが最も高い割合を示しています（図4）。このように、我が国におけるインターネット利用の中心は、スマートフォンであり、本町においても同様の状況であると考えられます。

また、インターネット利用機器の利用度を年代別（図5）に見ると、スマートフォンにおいては13歳以上70歳未満で85%を超え、70代で約74%、80歳以上で約50%が利用しています。このことから、本町が提供する様々なサービスをデジタル化する場合においても、スマートフォン等の利用を前提として検討していく必要があります。

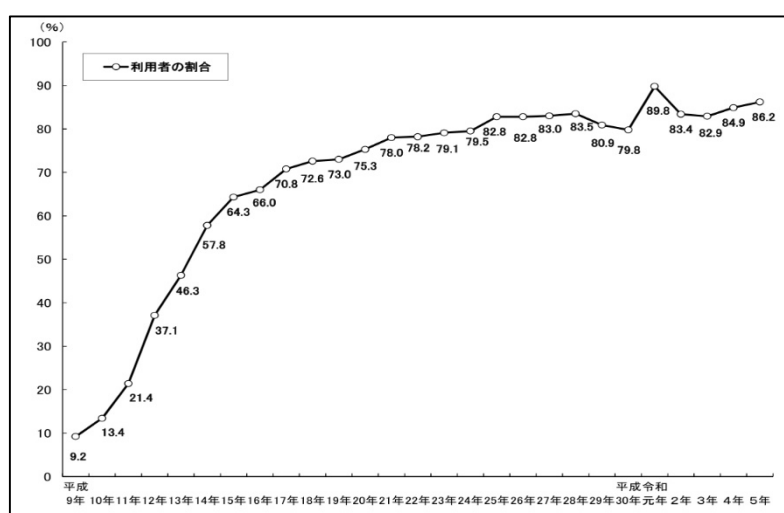


図3：インターネット利用率

（総務省 令和5年通信利用動向調査報告書（世帯編））

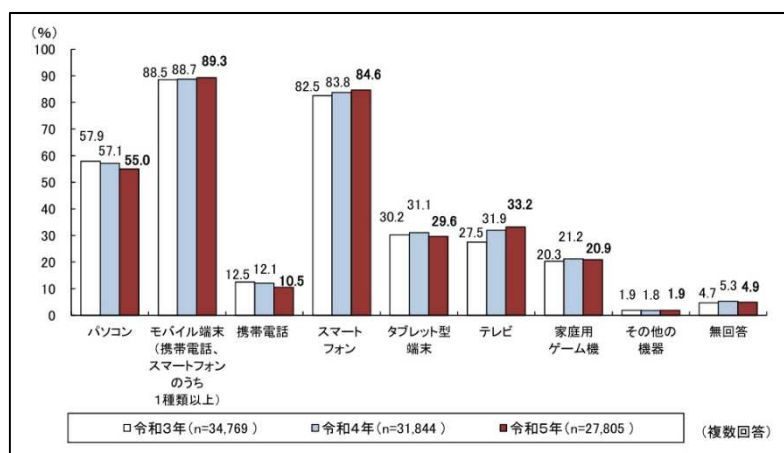


図4：インターネット利用機器の割合

（総務省 令和5年通信利用動向調査報告書（世帯編））

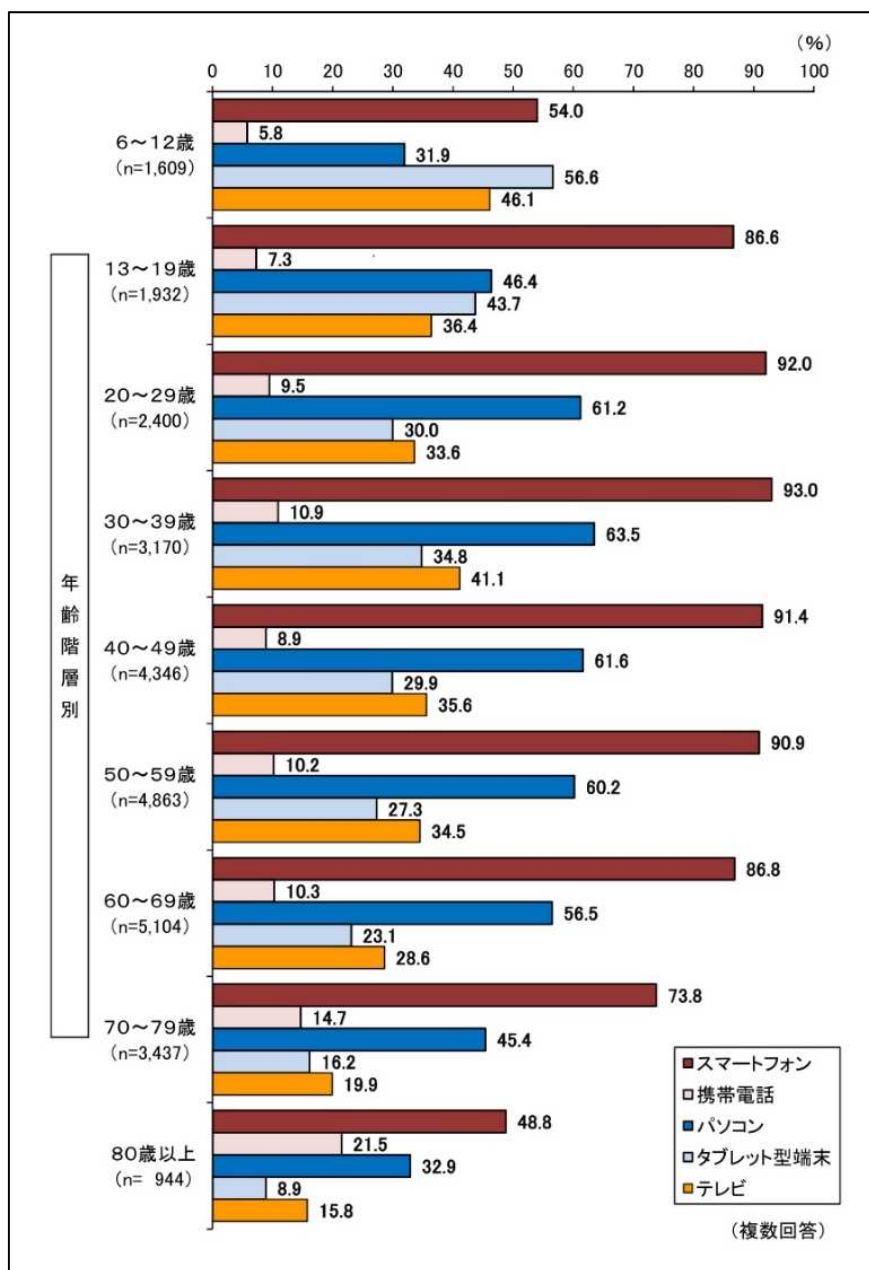


図5：インターネット利用機器の割合（年齢階層別）
（総務省 令和5年通信利用動向調査報告書（世帯編））

② 行政手続へのデジタル技術活用と活用するサービス

近年の情報通信機器の利用状況から様々なサービスをデジタル化するにあたっては、町の申請手続等におけるデジタル技術の活用が不可欠であり、今後は住民等が持つ情報通信機器を活用した時間や場所に制約されずに手続きができる仕組みが求められていくものと考えます。

このことから町がデジタル技術を活用していくサービスとしては、「様々な行政手続きのオンライン化」、「キャッシュレス化」を推進していきます。

③ デジタル技術に対する不安

令和3年情報通信白書（以下「白書」という。）において、「デジタル化により従来は対応が不要であった情報セキュリティなどの新たな脅威が生じている」などの理由により、デジタル化に対する不安感・抵抗感を持つ人が一定数存在しているとされております。総務省が実施した調査によると、デジタル化が進んでいない理由として最も多く挙げられたのが「情報セキュリティやプライバシー漏えいへの不安があるから」（52.2%）であったとされています。

また、パーソナルデータの企業等による不適切な利用、インターネット上に流布する偽情報への対応、慣れないデジタル操作等への習熟など、様々な要因により、デジタル化に対する不安感・抵抗感が生じる場合があると考えられてもいます。

このことから、スマートフォン等を利用したサービスの増加で利用者が不安に感じることは、個人情報の漏えいやプライバシーの侵害が大きな割合を占めることは想定されるため、デジタル技術を活用していくにあたっては、確実なセキュリティ対策を講じた上で利用者が求める利便性の向上を目指していく必要があります。

また、「パソコンなどを利用できる人とできない人の間に格差が生まれるのではないかと不安を感じる」との意見も想定されることから、情報通信機器の利用が苦手な人でも扱いやすいような仕組みや環境を整えていくことが重要であると考えます。

（２）本町の情報セキュリティ

インターネットの普及によって、離れた場所においても様々な情報をやり取りすることが日常的に行われるようになりました。そのため、個人や企業を問わず、悪意のある第三者によるコンピュータへの侵入や情報の盗難、データの改ざんといった被害にあう危険性が高まってきています。また最近では、組織が保有している個人情報などのデータが外部へ漏えいしてしまうというトラブルも発生しており、これは、デジタル技術を利用したサービスの増加に対する不安につながるものと言えます。

自治体は、住民の個人情報や企業の経営情報等の重要情報を多数保有するとともに、他に代替することができない行政サービスを提供しています。住民生活や地域の社会経済活動を保護するため、情報セキュリティ対策を講じて保有する情報を守り、業務を継続することは自治体における当然の責務であると言えます。

本町においても、個人情報などの機密情報を扱うネットワークからインターネットを分離するいわゆる「三層の対策」を施すなど、セキュリティには万全を期していますが、今後ますますインターネットの利用を中心としたサービスが展開される場合においても安全に利用できるよう、住民サービスの向上及び業務の効率化と情報セキュリティの両立を図りながら、より一層セキュリティ対策を強化していく必要があります。

第3章 計画の方向性

1. 5つの基本方針

(1) 重要視点

「町民サービスの向上」と「業務の効率化」の実現に向け、今後、様々なサービス・業務・システムのデジタル化を推進していくにあたっては、次の2つの視点を大切にしながら取り組みます。

視点1 利用者に親しまれるデジタル化に取り組む

実際にサービスを利用する町民やシステムを使用する職員の目線に立って、デジタル化を推進します。

視点2 単なるデジタル化を目的としない

今までのやり方（前年踏襲）をただデジタル技術で代替するのではなく、常に業務を見直しながら、各事業の目的を最大化するためにデジタル化を推進します。

(2) 5つの基本方針

本町のデジタル化を推進するにあたっては、次の5つを基本方針とし、それぞれの基本方針について取組項目を定めながら進めていくこととします。

なお、デジタル化施策の実施には大きなコストを要するものもあることから、投資対効果の検証を十分に行いながら実施していきます。

基本方針1 デジタル技術を活用した便利で快適な町民サービスの提供

基本方針2 デジタル化による行政運営の効率化

基本方針3 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化

基本方針4 徹底した安全性の確保

基本方針5 職員の意識改革と人材育成

2. 実現に向けた取り組み

本町のデジタル化による「町民サービスの向上」と「業務の効率化」の実現に向け、「5つの基本方針」に沿って以下のような取り組みを推進します。

基本方針1 デジタル技術を活用した便利で快適な町民サービスの提供

近年、多様な働き方が求められている中で「夜間や窓口が休みの日に手続きができること」や「窓口に出向く必要がなくなること」は地域住民が望む姿になることが想定されることから、このニーズの高まりはさらに強くなることが考えられます。

本町としても将来を見越したうえで、手続きのために役場に行かなくてもよくなるような仕組みづくりを推進します。また、役場に行く必要がある場合においても、手続きが短時間で済むようにデジタル技術を駆使するとともに、多様な手続きができるように工夫していきます。

加えて、その人が必要とする情報を町からお知らせするプッシュ型の情報発信や、町が保有するデータを町民や企業が利用しやすい形で提供していくことにも注力していきます。

◆取組1 オンライン化の推進「いつでもどこから手続きができる役場に」

- ・スマートフォンやタブレットで行政手続きができるオンライン申請の強化
- ・オンラインによる行政情報の発信強化
- ・デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードを活用し、オンラインで本人確認ができる環境を構築

◆取組2 窓口のデジタル化「手続きにかかる時間の短縮」

- ・手続きに関係する複数の窓口を連携させ、申請者の負担を軽減
- ・窓口とオンラインのキャッシュレス化を推進

◆取組3 町が保有するデータの提供「誰でも自由に活用できるデータを提供」

- ・誰もが利用しやすいオープンデータを整備
- ・役場データの見える化
- ・官民共創によるデータの利活用で地域課題を解決

基本方針2 デジタル化による行政運営の効率化・最適化

将来的な人口減少や少子高齢化の進展により、今後働き手が減少する見込みです。そのような状況でも必要とされる町民サービスを維持・向上させていくためには、ただ業務のやり方を見直すのではなく、デジタル技術も活用しながら抜本的に業務のやり方を再構築しなくてはなりません。

定型業務などのデジタル技術に任せられる部分はデジタル技術に任せ、職員は住民との直接対話や企画立案など、町民サービスに直結する業務に注力できるような環境を目指します。

また、業務で使用するシステムそのものについても、最新の情報を基に見直しを行うことで、システムに係るコスト削減と業務の効率化につなげていきます。

◆取組１ デジタルで業務を完結「紙からデジタルで業務フローをスマートに」

- ・意思決定の効率化、迅速化を図るため、電子決済の導入を検討
- ・ペーパーレスの推進、コミュニケーションの効率化を検討

◆取組２ ＡＩなどの先進技術の活用「業務の見直しで効率化・最適化を図る」

- ・これまでの働き方にとらわれない、業務改革（ＢＰＲ）を推進
- ・ＡＩやＲＰＡなどの先進技術を活用し、単純作業を自動化、省力化
- ・外勤時や災害対応による非常時等においても、必要な業務ができるよう検討

◆取組３ 業務システムの最適化「業務システムにかかるコストを削減」

- ・自治体用に統一、標準化された基幹業務システムを利用することでコストを削減
- ・システム更新などのタイミングでクラウドサービスに移行することでコストを削減

基本方針３ 誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化

近年、スマートフォン保有率が９０％を超えたこともあり、民間サービスを含む様々なサービスでは、今後ますますスマートフォン等の利用を前提に展開されていくことが想定されます。

こうした流れは、時間や場所を選ばずにサービスを受けられるなど多くの人にとってメリットがある一方で、デジタル化の流れについていくことが難しい人があることから、デジタル化の恩恵を享受できる人とできない人との間に差が生じてしまいます。

こういったことも踏まえ、利用したくても利用できない人に対しては、公民館などの身近な場所でサポートが受けられるように環境整備を検討していきます。

◆取組 デジタル支援体制の充実「誰でもデジタルの利便性を享受」

- ・町民向けのスマートフォン講座などを実施
- ・スマートフォンなどを持っていない人でもオンライン申請等ができるよう、窓口への情報通信機器の設置を検討

基本方針４ 徹底した安全性の確保

インターネットやＳＮＳの普及は、離れた場所の人ともつながりが持てるようになった一方で、悪意のある第三者により、思わぬところから個人の情報が流出してしまっ

いたという事例も発生しています。これは社会的な問題にまで発展し、その手口は日々巧妙になっています。

本町においても、今後、町民サービスの向上や業務の効率化を図っていくためには、オンラインの利用が不可欠です。しかし、セキュリティ面に欠陥があれば良いサービスも安心して利用できません。

そのため町民が安心してサービスを利用できるだけでなく、職員も安全に業務ができるよう、引き続き3つの観点（物理的・技術的・人的）から最大限の対策を実施します。

◆取組 情報セキュリティ対策「強固なセキュリティで安全な行政運営」

- ・日々セキュリティに関する新しい知識の理解や技術を習得
- ・情報セキュリティに関する障害、事故及びシステム上の欠陥に対する未然防止に努める
- ・障害や事故が発生した場合の拡大防止、迅速な復旧や再発防止への対策
- ・業務システムを国が用意したセキュリティレベルがより高いクラウド上に移行し、安全性を強化

基本方針5 職員の意識改革と人材育成

デジタル化を推進していくにあたっては、デジタル技術そのものに対する理解を深めるだけでなく、すべての職員が「デジタル化の意義や必要性」を理解し、今までのやり方（前年踏襲）にとらわれることなく、組織の文化・風土自体を変革させていくことが重要です。

全庁的な意識改革に向けた取り組みを進めるため、取組事例の研究やデジタルリテラシーの向上を目的とした研修を実施するなどの取り組みが必要となります。

また、デジタル化に対する意欲はあるものの最適な方法が導き出せないような場合には、DX推進室と業務を担当する部署が緊密に連携しながら、デジタル化の実現に取り組めます。

◆取組 職員研修の充実「デジタルに対応した職員を育成」

- ・職員一人一人がデジタル化の必要性、重要性を認識し、町民サービスの向上や業務改善に向けて自ら考えて行動できるよう、採用年数や役職に合わせた研修を実施し、意識改革を促進
- ・デジタル化の推進に関する研修とともに、デジタル化の推進に伴う危険性も理解させるため、引き続きセキュリティ研修を実施
- ・サポートが必要な部署にはDX推進室が伴走し、デジタル化を支援

第4章 計画の推進体制

1. 計画の推進

P D C Aサイクル（必要に応じてO O D Aサイクル）を基にデジタル化に関する各施策の進捗管理を行い、効果的かつ効率的なデジタル化施策の実現を目指します。

また、P D C Aサイクルによる進捗管理を適切に行うために、毎年度、D X推進室においてフォローアップを実施し、その時点で最も適切で実効性のある計画となるよう、必要に応じて施策内容や推進スケジュールなどを変更することとします。

2. 推進体制

D X推進委員会

本町がデジタル技術を活用するにあたっては、D X推進委員会において、デジタル化に関する施策の基本的な方針及び重要施策を審議するとともに、部局間相互の総合調整を行うことにより、デジタル化施策を計画的かつ効率的に推進するものとします。

本委員会は、各事業におけるデジタル化の調査・研究及び実証実験並びに普及・啓発等の活動を行い、さらにはその内容の効果検証も行いながら、本町のデジタル化を推進していきます。

【用語集】

用語	解説
A I (エー・アイ)	Artificial Intelligence の略。 人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
B P R (ビー・ピー・アール)	Business Process Reengineering の略。 現在の業務プロセスを詳細に調査・分解し、サービスの質の向上や人的リソースの活用等の面からどのような問題点があるかを徹底的に分析して、業務プロセスそのものの再構築を図ること。
D X (デー・エックス)	Digital Transformation の略。 日本語に置き換えれば「デジタルによる（ビジネスや生活の）変容」を意味する。 起源は、スウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が提唱した概念であり、IT（情報技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念である。
I C T (アイ・シー・ティ)	Information and Communication Technology の略。 情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称のこと。
P D C A サイクル (ピー・デー・エー・サークル)	PDCA は、Plan-Do-Check-Act の略。 計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施し、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法のこと。
O O D A ループ (ウーダ・ループ)	OODA は、Observe-Orient-Decide-Act の略。 観察(Observe)、方向づけ(Orient)、意思決定(Decide)、行動(Act)というプロセスの頭文字を指し、「OODA ループ」と呼ばれるように、Act を次のObserve につなげて繰り返し行ったり、必要に応じて前段階のプロセスに戻り再開するなど、変化に対して柔軟に対応していくことが可能なメソッドのこと。
R P A (アール・ピー・エー)	Robotic Process Automation の略。 パソコンを使用して行う入力、集計といった定型業務を自動化できるソフトウェアのこと。

用語	解説
SNS（エス・エヌ・エス）	Social Networking Service の略。 人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制のサービスを指す。代表的なサービスとして Facebook、Twitter、LINE 等がある。
eLTAx（エルタックス）	全国の地方公共団体（都道府県、市町村）が共同で運営する地方税共同機構が提供している地方税ポータルシステムの呼称のこと。
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。
オンライン申請	インターネットを利用して、申請・届出などの行政手続きをいつでも、どこからでも実現できるようにするもの。
基幹業務システム	自治体の情報システムのうち、住民票・証明書発行や税金などの、主に住民に直接関係する行政サービスに関するシステムの総称のこと。
キャッシュレス	紙幣や硬貨といった現金(=キャッシュ)を使わずに、お店での買い物やお金やり取りができること。
情報システムの標準化・共通化	国が策定する標準的な仕様書に準拠したシステムに移行すること。
情報セキュリティ	情報の機密性、完全性、可用性を維持すること。 機密性…情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること。 完全性…情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること。 可用性…情報にアクセスすることを認められた者が、必要ときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保すること。

用語	解説
スマートフォン	通話だけでなく、個人携帯用のコンピュータ機能を併せ持った携帯電話のこと。パソコンと同様のウェブブラウザを通じた情報閲覧、メール送受信、ビデオや写真の撮影や再生などに加え、利用者が自らアプリケーションをインストールすることにより多様な用途で利用することが可能。
デジタル・ガバメント	サービス、プラットフォーム、ガバナンスといった電子行政に関するすべての要素がデジタル社会に対応した形に変革された状態のこと。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
デジタルリテラシー	デジタル技術を利用するに当たって必要とされる知識や能力のこと。
電子決裁	紙文書ではなくシステムを利用して意思決定を行うこと。
バーコード	バーコードとは、バーコードシンボルというバーで表現した符号の総称のこと。バーコードは、商品管理に必要な商品名・価格などPOS（Point Of Sales：販売時点情報管理）の情報が含まれており、ハンディターミナルやバーコードリーダーで読み取ることができる。
ペーパーレス	紙を減らす、またはなくして電子データで文書等のやりとりを行うこと。
マイナンバーカード	本人の申請により交付され、マイナンバー（個人番号）を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードのこと。 マイナンバー…日本国内に住民票を有するすべての者が一人につき1つ持つ12桁の番号のこと。
ワンストップサービス	行政手続等を行う際の負担等を大幅に軽減させ、利用者がその利便性向上を実感できるよう、関連する行政手続等をワンストップ化したもの。